

(表1) 新ゴールドプランの目標・実績・見込

サービス名		内容	平成8年度 実績	平成9年度 予定	平成11年度 目標	平成10年度以降 の川西市の計画	平成12年度の 川西市の過不足
ホームヘルパー	川西	人数	122482人	151908人	170000人		
	全国						
デイサービス	川西	利用	12023回	16840回	48052回	10年度1ヶ所	3ヶ所
		施設数	4ヶ所	6ヶ所	12ヶ所	11年度2ヶ所	
	全国	10322ヶ所	12084ヶ所	17000ヶ所	12年度2ヶ所		
ショートステイ	川西	利用	1052回	1400回	2363回	11年度20人分	10人分
		ベッド数	20人分	30人分	60人分	12年度30人分	
	全国	36727人分	44834人分	60000人分			
在宅介護 支援センター	川西	施設数	1ヶ所	3ヶ所	7ヶ所	11、12年度 各1ヶ所	3ヶ所
	全国		4672ヶ所	6172ヶ所	10000ヶ所		
訪問看護 ステーション	川西	施設数	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	10、11、12年度 各1ヶ所	達成
	全国		2300ヶ所	3200ヶ所	5000ヶ所		
特別養護 老人ホーム	川西	ベッド数	118人分	148人分	314人分	11年度90人分	76人分
	全国		24709人分	262709人分	290000人分	12年度100人分	
老人保健施設	川西	ベッド数	0人分	150人分	255人分	11年度100人分	5人分
	全国		191811人分	220811人分	280000人分		
ケアハウス	川西	定員	30人分	30人分	128人分	11年度22人分	76人分
	全国		38200人分	51350人分	100000人分	12年度50人分	

(表2) 老人関係施設の比較

	老人病院	療養型病床群の病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	療養機能を含む治療機能	家庭復帰、療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を要する老人	長期にわたり療養を必要とする患者	病状安定期にあり治療を要する必要はないがリハビリ、看護・介護を要する寝たきり老人等	在宅での介護が困難なため生活の場を必要とする寝たきり老人等
主たる要件	療養が必要な場合(治療が重点)	療養が必要な場合	リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合(入院治療は要さない)	居宅での介護が困難で常時介護が必要な場合(入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 老人診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	医療費 (老人)診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	療養費 老人保健施設療養費・定額制 月264,810円～251,670円(類は279,630円～251,670円)	措置費 生活費全般について措置費を支給 生保対象者に医療扶助
利用者負担	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	利用料 施設ごとに設定(月約60,000円程度)	費用徴収 本人の所得に応じ負担(月約30,000円程度)
利用手続	病院と個人の契約	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村長の入所措置
施設基準	病室(一人4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 機能訓練室、談話室、浴室、食堂等	病室(一人6.4㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 デイルーム(2㎡/人以上) 浴室等	療養室(一人8㎡以上) 診察室 機能訓練室(1㎡/人以上) 談話室(0.5㎡/人以上) 食堂(2㎡/人以上)	居室(一人8.25㎡以上) 医務室 機能快復訓練室 食堂 浴室等
	廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ (/入所100名)	医師3名 看護婦17名 介護職員13名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師3名 看護婦17名 介護職員17名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師1名 看護婦8名(類10名) 介護職員20名(類24名) PT又はOT1名 その他相談指導員等	医師1名(非常勤で可) 看護婦3名 介護職員22名 その他生活指導員等

(表3) 老人保健施設入所者通所者の要件

年齢などに関する条件

医療保険の加入者

当該市町村区域内に居住する

(1) 70才以上の人

(2) 65才以上70才未満で、政令で定める程度の障害の状態にあると当該市町村長が認定した人(*1)

65才未満であっても初老期痴呆症(アルツハイマー病およびピック病)である人(*2)

(*1)身障者手帳1、2級および3級の一部(老人保健法施行令第2条に定める別表第1に具体的な障害を規定)

(*2)痴呆加算床および痴呆専門棟の施設療養費加算の施設基準に適合した施設にのみ入所できる

心身状態などに関する条件

疾病、負傷等により、寝たきり状態またはこれに準ずる状態の高齢者、かつ病状安定期にあり、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療を要する高齢者

具体的な入所(通所)者の範囲

病弱(*1)な寝たきり(*2)老人

病弱(*1)で寝たきりに準ずる状態(*3)にある老人

痴呆性老人(*4)

初老期痴呆により痴呆の状態にある者(*4)

(*1)「病弱」とは、高血圧疾患、脳血管疾患後遺症などで病状が安定し、入院治療の必要はないが、医師の医学的管理が必要な状態

(*2)「寝たきり」とは、ベッド上での起座や座位保持が自力でできない状態

(*3)「寝たきりに準ずる状態」とは、屋内での歩行が困難な者、または屋内での歩行は可能だが、食事・排泄・衣服着脱・入浴のうち二つ以上に介助を要する状態

(*4)「痴呆性老人および初老期痴呆により痴呆の状態にある者」とは、痴呆のため日常生活の自立が困難で、それが継続すると認められ、ぼけの程度が中等度(*5)以上の者

(*5)「ぼけの程度が中等度」とは、簡単な日常会話がどうやら可能 慣れない環境での一時的な失見当 しばしば介助が必要で金銭や服薬に管理が必要

(図1) 介護保険法の事業と老人保健法に残る事業の概要(参議院厚生委員会調査室介護保険法案参考資料)

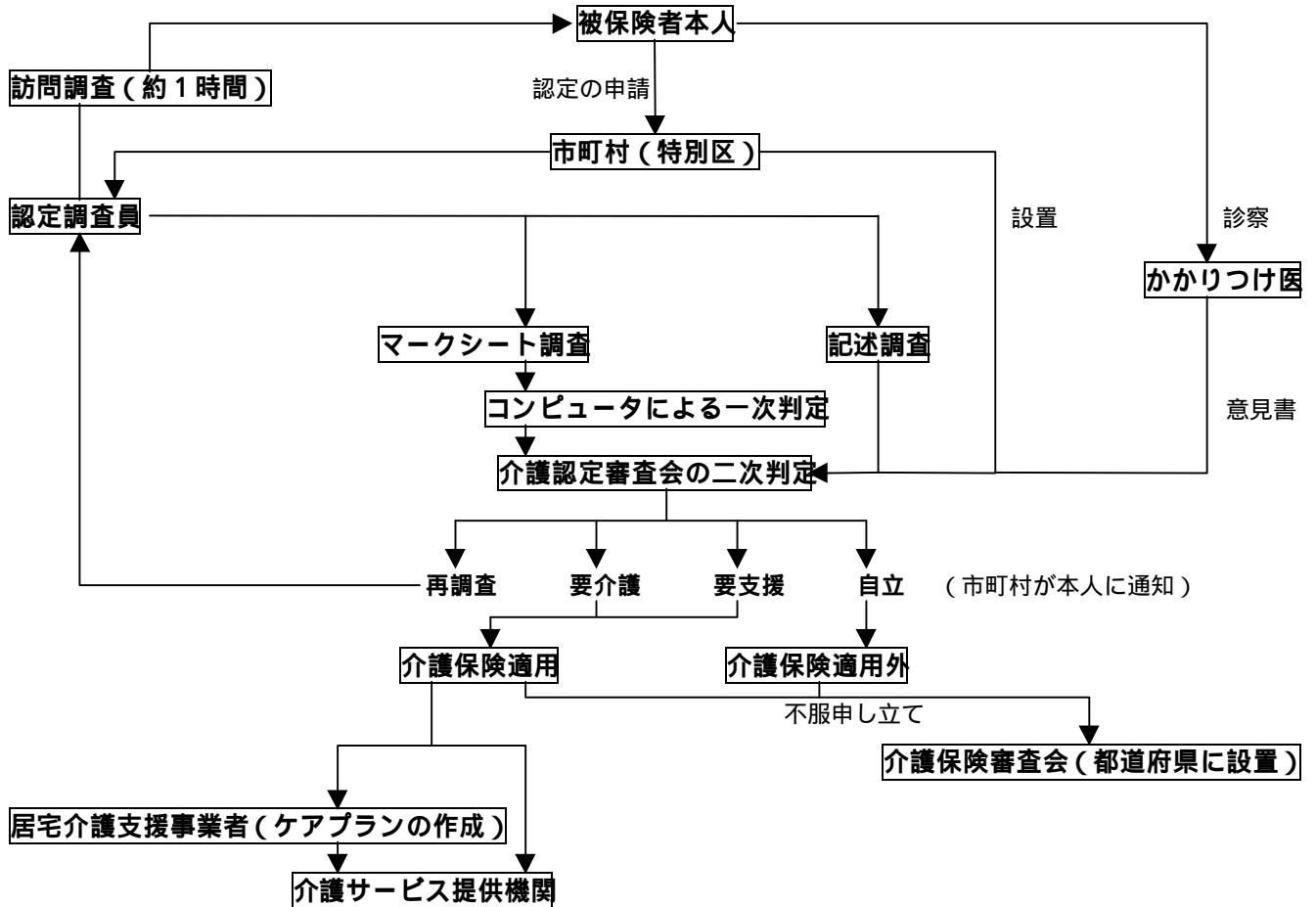
(図 2) 介護保険制度 / 老人福祉制度 / 老人保健制度の役割分担 (参議院厚生委員会調査室介護保険法案参考資料)

		介護保険制度	
		施設サービス	在宅サービス
老人福祉制度	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人クラブ 住宅対策・社会参加等 福祉サービス	介護サービス 特別養護老人ホーム	訪問介護・訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与・購入費支給 住宅改修費支給
老人保健制度	保健医療サービス 急性期医療 70歳以上の者	要介護者に対する 長期療養と基礎的 な医学的管理 老人保健施設 療養型病床群等	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
医療保健制度	70歳未満の者 一般的に医療を必要とする者	初老期痴呆・脳卒中 等を原因として要介 護状態等にある者	

(表 4) 介護給付の種類

	介護給付		予防給付	市町村特別給付	
	給付	内容			
対象者	要介護者		要支援者	要介護・支援者	
地域	全国共通			市町村独自	
給付内容	在宅に関する給付	訪問介護	ホームヘルプサービス	痴呆対応型共同生活介護以外の左に 同じ	移送サービス 配食サービス 寝具乾燥等
		訪問入浴介護			
		訪問看護	訪問看護ステーション		
		訪問リハビリテーション			
		通所介護	デイサービス		
		通所リハビリテーション	デイケア		
		居宅療養管理指導	訪問診療・歯科訪問診療等		
		短期入所生活介護	福祉施設のショートステイ		
		短期入所療養介護	医療施設のショートステイ		
		痴呆対応型共同生活介護	痴呆性老人のグループホーム介護		
		特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム・ケアハウスでの介護		
		福祉用具貸与			
		特例居宅介護サービス費	要介護認定申請前の緊急サービス		
		居宅介護福祉用具購入費	特定福祉用具の購入		
		居宅介護住宅改修費	一定の住宅改修		
		居宅介護サービス計画費	ケアプラン作成費		
		特例居宅介護サービス計画費	特例居宅介護のケアプラン作成費		
施設に関する給付	指定介護老人福祉施設	現特別養護老人ホーム	なし		
	介護老人保健施設	現老人保健施設			
	指定介護療養型医療施設	現療養型病床を持つ病院			

(図3) 要介護認定の手続



(表5) 要介護度と給付額

要介護度	状態	支給限度額	サービス内容の例(複数世帯同居の場合)			
			訪問介護	訪問看護	通所介護	短期入所
要支援	虚弱 日常生活の能力は基本的にあるが、入浴・衣服の着脱などで、毎日ではないが週数回の介護が必要。	月6万円	週1~2回	週1回	週1~2回	年1~2回 各1週間
要介護	軽度 立ち上がりや歩行が不安定。衣服着脱・掃除などで毎日一回は介護が必要。	月14~16万円	週1回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	中度 起き上がりが自力では困難。食事・排泄・入浴などで毎日一回は介護が必要。	月17~19万円	週3回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	重度 起き上がり・寝返りが自力でできない。毎日二回は介護が必要。	月21~27万円	週7回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	痴呆 痴呆のため日常生活の能力がかなり低下。植物状態で意思の疎通ができない人も含む。一日三~四回の介護が必要。	月23万円	週3回	週1回	週3回	週1回
要介護	最重度 日常生活の能力が著しく低下し、生活全般にわたり部分的または全面的介護が必要。一日に五回以上の介護が必要。	月23~30万円	週7回	週2回	週3回	月1回 1週間

(施設給付)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 月29万円程度
 介護老人保健施設(老人保健施設) 月32万円程度
 介護療養型医療施設(療養型病床群等) 月43万円程度

この金額は現在の標準的なもの。介護保険下では要介護度に応じた給付額のランクが設けられると予想されている。